「組合員(契約者本人)」の保障内容(15歳～64歳までの組合員の保障内容と掛金)

① 組合員基本型加入内容と掛金

●年齢区分の年齢は契約発効日(中途加入者は中途発効日)時点の満年齢を適用します。
●次年度以降の契約発効日において、年齢区分が変わる場合は掛金が変わります。
●保障内容については、パンフレット15～17ページをご覧ください。

基本型(タイプ)名			AYC	A	B	C
年齢区分			月払掛金	月払掛金		
15歳～29歳			2,570円	3,730円	3,330円	2,830円
30歳～44歳			29歳までが加入可能な若年世代向けタイプ	4,930円	4,130円	3,230円
45歳～54歳				6,930円	5,530円	4,030円
55歳～64歳				7,930円	6,230円	4,530円
死亡・重度障がい	病気(含重度障がい)	●左記の事由で死亡したとき給付 ●病気により重度障がいになったときに給付	400万円	500万円 (重度障がいの場合は100万円減)		
死亡・重度障がい	交通事故		1,000万円	1,100万円		
死亡・重度障がい	不慮の事故		1,000万円	1,000万円		
後遺障がい	交通事故	●交通事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付	障がいの程度により 24～1,000万円	障がいの程度により 28～1,100万円		
後遺障がい	不慮の事故	●不慮の事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付	障がいの程度により 24～1,000万円	障がいの程度により 24～1,000万円		
入院(日額)	がん	●がんと診断され入院したとき給付 ●初日から退院まで無制限、1日あたり	13,000円	28,000円	23,000円	18,000円
入院(日額)	がん以外	●がん以外の病気で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	8,000円	18,000円	13,000円	8,000円
入院(日額)	交通事故	●交通事故で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	9,000円	20,500円	15,500円	10,500円
入院(日額)	不慮の事故	●不慮の事故(けが)で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	9,000円	19,000円	14,000円	9,000円
休業補償給付金(日額)		●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で継続して5日以上自宅療養等をしたとき給付 ●入院・自宅療養通算5日目～365日分限度、1日あたり	5,000円	10,000円	10,000円	5,000円
通院(日額)	交通事故	●交通事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度	2,000円	2,750円		
通院(日額)	不慮の事故	●不慮の事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度	2,000円	2,000円		
手術	がん	●がんで所定の手術を受けたとき給付	手術の種類により 5・10・15・25万円	手術の種類により 5・10・15・25万円		
手術	がん以外	●病気や交通事故、不慮の事故で所定の手術を受けたとき給付	手術の種類により 5・10・20万円	手術の種類により 5・10・20万円		
先進医療費用給付金		●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で先進医療を受けたとき、医療費用の内の技術料を給付	加入から脱退まで 通算2,000万円限度	加入から脱退まで 通算2,000万円限度		
先進医療サポート給付金		●先進医療費用給付金の支払い時に、一時金10万円を給付	一時金10万円	一時金10万円		
がん退院給付金		●がんと診断され20日以上継続して入院した場合の退院時に給付	一退院につき 一時金20万円	一退院につき 一時金20万円		
長期療養給付金		●180日以上継続して入院したとき給付	一共済事故につき 一時金30万円	一共済事故につき 一時金30万円		
超・長期療養給付金		●がん以外で1年6ヵ月の間に、入院・休業補償給付金が365日分となるとき給付	／	一時金100万円(加入から脱退まで1回のみ)		
救援者費用給付金(注)		●旅先(海外含む)の事故で要する捜索・救助費用の実費を給付 ●自宅外での傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等を給付	実費を一共済事故につき 500万円限度	実費を一共済事故につき 500万円限度		
ドナー給付金		●骨髄移植または臓器移植のドナーとして手術したとき給付	入院給付金(がん以外の病気)日額×(入院日数+4日)+30,000円	入院給付金(がん以外の病気)日額×(入院日数+4日)+30,000円		
疾病障害見舞金		●発効日または更新日に満66歳未満である共済期間中に「心臓の障がい」・「腎臓の障がい」・「骨盤内臓器の障がい」「ぼうこうの障がい」となった場合に給付	12万円	12万円		

※60歳～64歳の基本型(組合員):新規加入はCのみとなります。(継続加入の方は、同じタイプ(A～C)で継続可能です。)
※AYCに配偶者や子どもの保障、追加型・日常生活サポート特約を付けることはできません。がん特約は加入できます。AYCには「賠償責任給付金」「携行品損害給付金(1共済事故につき30万円限度)」があらかじめセットされています。
(注)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

② 追加型加入 内容と掛金

●こくみん共済 coop の団体定期生命共済の掛金の一部分については保険料控除の対象となります。
保険料控除申告に必要な共済掛金払込証明書は、こくみん共済 coop から11月末までにお届けいたします。
●けんこう共済の掛金分についての保険料控除証明書は発行されません。

月払掛金(追加型加入の月払掛金額は年齢に関係なく同一です。)

	30型	28型	26型	24型	22型	20型	18型	16型	14型	12型	10型	08型	07型	06型	04型
月払掛金	6,180円	5,740円	5,300円	4,860円	4,420円	3,980円	3,520円	3,060円	2,600円	2,140円	1,680円	1,120円	840円	560円	0円
死亡・重度障がい 病気(含重度障がい)	2,600万円	2,400万円	2,200万円	2,000万円	1,800万円	1,600万円	1,400万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	300万円	200万円	追加加入なし
死亡・重度障がい 交通事故	5,200万円	4,800万円	4,400万円	4,000万円	3,600万円	3,200万円	2,800万円	2,400万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	600万円	400万円	
死亡・重度障がい 不慮の事故	5,200万円	4,800万円	4,400万円	4,000万円	3,600万円	3,200万円	2,800万円	2,400万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	600万円	400万円	
後遺障がい 交通事故	64～4,200万円	64～4,000万円	64～3,800万円	64～3,600万円	64～3,400万円	64～3,200万円	56～2,800万円	48～2,400万円	40～2,000万円	32～1,600万円	24～1,200万円	16～800万円	12～600万円	8～400万円	
後遺障がい 不慮の事故	64～4,200万円	64～4,000万円	64～3,800万円	64～3,600万円	64～3,400万円	64～3,200万円	56～2,800万円	48～2,400万円	40～2,000万円	32～1,600万円	24～1,200万円	16～800万円	12～600万円	8～400万円	
入院(日額) がん	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
入院(日額) がん以外	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
入院(日額) 交通事故	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円	
入院(日額) 不慮の事故	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円	

※60歳～64歳の追加　型(組合員):新規加入は06型・04型のみ、継続加入は既加入の型または20型のいずれか小さい型までとなります。

③ 特約の加入 内容と掛金と年齢区分

けんこう共済アシストにご加入の方(けんこう共済アシストに新規加入される方含む)が対象です。(特約のみの加入は出来ません。)

日常生活サポート特約			
賠償責任給付金(注)	●日常生活においた物に損害を与え、ったとき給付。(自るものは対象外)人賠償] ●日本国内で他人た物を日本国内外れたため、法律上合に給付。[受託品	て第三者の身体や所有法律上の賠償責任を負動車、バイクなどによ(国内・国外とも)[個 から借りた物や預かって破損し、または盗まの賠償責任を負った場賠償]	1共済事故につき 国内無制限・国外3億円限度 免責金額なし ※示談代行サービス付(国内のみ)
携行品損害給付金(注)	携行品 自宅から一時的に持ャー用具等の身の回まれたりしたとき給どの紛失は対象外)	ち出したカメラ、衣服、レジり品をこわしたり現金を盗付。(置き忘れや落とし物な(国内・国外とも)	1共済事故につき 50万円限度 1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、免責金額(自己負担額)なし
ホールインワ	競技者1名以上とキャ35以上の9ホールを正ールインワン(アルバトき給付。何回でも支払わ	ン給付金 ディを同伴し、パー規にラウンドして、ホロスを含む)をしたとれます。(国内のみ)	1回につき 一時金50万円 キャディ同伴なしの場合は、ゴルフ場発行のホールインワン証明書等があれば、一時金30万円
月払掛金 600円	・日常生活サポート ・AYCに日常生活サ償責任給付金、携行帯されています。	特約の掛金は年齢に関係なく同一です。 ポート特約を付けることはできませんが、上記の賠品損害給付金(1共済事故につき30万円限度)が付	

(注)他の保険契約または　共済契約から保険金または共済金が支払われた
場合には、給付金が　差し引かれます。

がん特約

がん診断給付金
がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず給付。
<お支払い要件を満たした場合、1年に1回を限度として何回でも>

一時金200万円
(65歳以上は100万円)

- 初めてがんと診断確定されたとき
- がんが再発・転移したと診断確定されたとき
- 新たにがんが生じたと診断確定されたとき

・がん特約加入時には、けんこう共済アシスト基本型および追加型とは別に健康告知が必要です。
・保障開始日からの待機期間はありません。
・上皮内がん、白血病も200万円(65歳以上は100万円)をお支払いします。

年齢区分	月払掛金	給付額	年齢区分	月払掛金	給付額
0歳～29歳	200円	200万円	45歳～54歳	900円	200万円
30歳～44歳	400円		55歳～64歳	1,800円	
※新規加入できるのは満64歳まで			継続契約のみ65歳～69歳	1,400円	100万円

日常生活サポート特約とがん特約の有無を選び、年齢区分と交わったところ(ア～テ)が「特約の有無と年齢区分の型」になります。例)35歳、①基本型A型、②追加型20型、③日常サポート特約有り、がん特約有り⇒型名「A20チ」　□ は掛金。

特約の有無＼年齢区分	日常生活サポート特約無し、がん特約無し		日常生活サポート特約有り、がん特約無し		日常生活サポート特約無し、がん特約有り		日常生活サポート特約有り、がん特約有り	
15歳～29歳	ア	0円	カ	600円	サ	200円	タ	800円
30歳～44歳	イ	0円	キ	600円	シ	400円	チ	1,000円
45歳～54歳	ウ	0円	ク	600円	ス	900円	ツ	1,500円
55歳～64歳	エ	0円	ケ	600円	セ	1,800円	テ	2,400円

※AYCにがん特約を付ける場合は、「AYC サ」になります。

日常生活サポート特約　は、契約者本人が加入すれば次の方が被共済者となります。また、以下に記載の続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。❶「賠償責任給付金」
①契約者本人 ②契約　者本人の配偶者(※1) ③契約者本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚の子(※3) ④契約者本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象
となる方(上記①②③)が　責任無能力者の場合、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)。❷「携行品損害給付金」 ①契約者本人 ②契約者本人の配偶者(※1) ③契約者本人または
その配偶者(※1)と生計　を共にする同居の親族 ④契約者本人またはその配偶者(※1)と生計を共にする別居の未婚の子(※3) ❸「ホールインワン給付金」 ①契約者本人 ②契約者本人の配偶
者(※1)③満24歳以下　で契約者本人と生計を共にする未就業かつ未婚の子(※3)
(※1)内縁関係(同性間　パートナー含む)を含みます。(※2)親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。(※3)未就業・未婚とはこれまでに就職歴・婚姻歴がないことをいいます。(※4)
監督義務者に代わって監　督する者は親族に限ります。